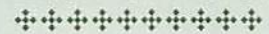


平成18年度の決算を 認めました

第8回

定例会

12月18日～19日



12月定例会は18日に開会し、会期を19日までの2日間と定め、町長から行政報告・提案理由の説明を受け、5議員から8項目にわたり一般質問を行い、平成18年度各会計決算を認定、条例の一部改正4件を原案可決し、延

会しました。
19日は、条例の一部改正2件、廃止1件、平成19年度補正予算7件、意見書案5件を原案可決、報告3件を了承し閉会しました。

会計別決算額				
会計別	歳入総額	歳出総額	差引形式収支	
一般会計	59億7,208万2千円	59億2,354万7千円	4,853万5千円	
特別会計	国民健康保険事業	9億2,133万7千円	9億1,464万9千円	668万8千円
	老人保健事業	10億6,915万6千円	10億7,030万7千円	△115万1千円
	介護保険事業	4億3,845万8千円	4億3,723万円	122万8千円
	介護サービス事業	2億7,876万6千円	2億7,214万1千円	662万5千円
	下水道事業	4億4,324万8千円	4億4,192万2千円	132万6千円
	簡易水道事業	1億9,905万1千円	1億9,875万9千円	29万2千円
企業会計	上水道事業			
	収益的収入	1億3,674万6千円	収益的支出 1億4,934万3千円	
	資本的収入	300万円	資本的支出 6,651万8千円	

9月27日開催の第6回定例会で決算審査特別委員会に付託していた平成18年度の一般会計ほか特別会計等7会計の決算について、佐藤久哉委員長から委員会の審査では、「原案どおり認定すべきものと決定した」との報告があり、第8回定例会で認定しました。

条例

・総合計画策定審議会条例の一部改正

平成22年度からスタートする新たな津別町第5次総合計画の策定に当たって、審議会委員の数を増やすなど、条例の一部改正を行いました。

・職員の給与に関する条例の一部改正

人事院勧告に基づく、国家公務員一般職に準ずる内容の条例の一部改正を行いました。

具体的な内容は、4月にさかのぼり給料表の改定、その他扶養者に係る扶養手当の500

円増額、勤勉手当の年間支給額を0.05月分増額するものです。

・個別排水処理事業受益者分担金条例の一部改正

・農業集落排水事業受益者分担金条例の一部改正

上下水道運営審議会の承認に基づき、各条例の受益者分担金を改正するもので原案どおり可決し、4月1日から施行されます。

改正内容は、受益者分担金について、水洗化の普及促進を図るために公共下水道事業の概ね半額で進めてきました。が、制定から10年を経過し、一定の役割は終えたので、公共下水道の分担金算定に準じて5万円から10万円に引き上げるものです。

平成19年度予算補正

会計別	今回補正額	予算総額
一般会計	2億473万6千円	46億3,606万円
国保会計	790万1千円	10億1,207万9千円
介護保険会計	△19万9千円	4億6,014万4千円
介護サービス会計	232万4千円	2億7,979万5千円
下水道会計	3,134万2千円	6億1,340万1千円
簡易水道会計	△1,310万円	1億2,630万5千円

(△は予算に対する減額を示します。)

補正された主な内容

〈一般会計〉

○給与費	△127万円
○財政調整基金積立金	1億1,611万円
○公共施設等整備基金積立金	2,000万円
○地域振興基金積立金	7,000万円
○森の健康館整備事業	4,070万円
○国民健康保険事業特別会計繰出金	847万円
○福祉灯油助成事業	189万円
○下水道事業特別会計繰出金	△1,164万円
○広域事務組合負担金	△1,121万円

〈国保会計〉

○一般被保険者療養給付費	1,300万円
○退職被保険者等高額療養費	△700万円
○国民健康保険基金積立金	668万円

〈下水道会計〉

○特定環境保全公共下水道償還金	3,262万円
-----------------	---------

〈簡易水道会計〉

○給水施設整備事業	△1,391万円
-----------	----------

・国民健康保険税条例の一部改正

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険税の特別徴収（世帯主の年金から天引き）に関する規定を追加するため条例の一部改正を行いました。

特別徴収の対象者は、①世帯内の国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主で、年額18万円以上の年金を受給している方

②国民健康保険税と介護保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超えていない方

・使用料条例及び共和地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正

共和地区集会所施設における陶芸活動について新たに使用料の規定を定めるもので、関連する2つの条例の一部を改正しました。



陶芸窯

内容は、個人使用1回170円・団体1カ月使用1万800円となり、4月1日から施行されます。

議会を傍聴してみませんか



- ・3月に定例会が開催されます。臨時会は必要に応じ開催されます。
- ・議会日程については、議会事務局にお問い合わせください。
電話 76-2151 (内線266)
- ・町のホームページに議会情報を掲載していますので、ご覧になってください。

<http://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/>

・職員住宅建設資金の助成に関する条例の廃止

町職員が住宅建設する場合の資金借り入れに対する利子補給制度について、ふるさと

定住条例の適用等によって対象がいらないことや、持ち家増や職員数減等により職員住宅が充足されていることを踏まえ条例を廃止することとしました。